

妙高市監査委員告示第 12 号

妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和2年2月17日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1 監査の種類 定期監査 平成30年度・令和元年度
- 2 監査の対象 企画政策課・市民税務課・健康保険課
- 3 監査の範囲 企画政策課（平成31年 1月1日～令和元年11月30日）
市民税務課（平成30年10月1日～令和元年11月30日）
健康保険課（平成31年 2月1日～令和元年11月30日）
の財務等に関する事務の執行
- 4 監査の実施期間 令和元年12月10日 ～ 令和2年2月14日
- 5 監査の着眼点 財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程 (1) 書類審査 令和元年12月10日～令和2年1月15日
(2) 事情聴取 令和2年1月30日

8 監査の主な調査事項

企画政策課	予算の執行関係、補助金関係、契約関係	ほか
市民税務課	予算の執行関係、収支関係、契約関係	ほか
健康保険課	歳入歳出関係、契約関係、国民健康保険税関係	ほか

9 監査の結果

監査の結果、企画政策課、市民税務課、健康保険課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。